

ご入院の時は、**限度額適用認定証**の提示をお願いします。(70歳未満の方)

限度額適用認定証を提示していただくと、窓口でのお支払額が少なくなります。

70歳未満の方は『限度額適用認定証』を入院時に入退院受付に提示することにより、病院への医療費支払いを軽減することができます。

この制度を受けるには、必ず入院前の事前の手続きが必要です。手続きは自己申請となりますので、患者さんが加入されている保険者にご確認をお願いいたします。

- 国民健康保険、後期高齢者医療広域連合 市役所、町村役場
- 全国健康保険協会（協会けんぽ） 各都道府県支部
- その他の社会保険 お勤め先の健康保険組合



【例えば、10日の入院で1,337,670円の医療費がかかった場合】

(国民健康保険加入で自己負担3割の患者様の割合)

- ◆認定証を提示しない場合： **自己負担額** 401,300円
- ◆認定証を提示した場合： **自己負担額** 90,806円

認定証を提示するだけで、310,494円もお支払いが少なくなります。

※上記は一例です。入院期間が複数月にわたる場合等、条件によりお支払い金額は変わります。

※窓口負担金の軽減措置であり、医療費の総額は変わりません。

お手続き方法

◆この制度は、病院の制度ではありませんので、お手続きは加入されている保険者へ患者さんご自身または家族等で申請していただく必要があります。

- ①保険証の発行元へ申請方法をお問合せください。
- ②申請をおこない限度額適用認定証を取得します。
- ③入院時もしくは入院中に1階入退院窓口へ提示してください。

注意事項

◆月をさかのぼっての発行は出来ない場合が多いため、お手続きはお急ぎください。

例えば、4月に入院し手続きは5月におこなった場合、限度額適用認定証は5月1日から利用できるものしか発行されません。

※入院前から手続きができますので、入院前に申請をしておくといいです。

◆保険診療対象外の費用(個室料、食事負担金等)は自己負担額に含まれません。



※ご不明な点がございましたら1階の医療相談支援室、医事課までお問合せください。